

令和5年度

桐生市健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見書

桐生市監査委員

桐監発第6・16号
令和6年8月8日

桐生市長 荒木恵司様

桐生市監査委員 石井謙三
同 メ 谷 信 良
同 北川久人

令和5年度桐生市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度桐生市健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第 1	審査の基準	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の期間	1
第 5	審査の着眼点	1
第 6	審査の実施内容	1
第 7	審査の結果	1
1	財政の健全性に関する比率	2
	(1) 健全化判断比率の状況	2
	(2) 公営企業会計に係る資金不足比率の状況	4
2	審査意見	5

第1 審査の基準

本審査は、桐生市監査基準（令和2年4月1日桐生市監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による健全化判断比率審査及び第22条第1項の規定による資金不足比率審査

第3 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - 実質赤字比率
 - 連結実質赤字比率
 - 実質公債費比率
 - 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の期間

令和6年7月17日から同年8月6日まで

第5 審査の着眼点

健全化判断比率等の算定は、関係法令に規定された算式に基づき適切に行われているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等を主な着眼点とした。

第6 審査の実施内容

市長から審査に付された比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかを確認し、その内容を関係書類と照合、検算等を実施し、比率の算出過程及び算定結果について、関係職員より説明を得て必要な審査を行った。

第7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されていると認められた。

また、審査した健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも基準内であり、財政の早期健全化及び公営企業の経営の健全化の対象となるものはなかった。

1 財政の健全性に関する比率

(1) 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4比率からなっており、それぞれの比率の状況をみると、次のとおりである。

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計及び学校給食共同調理場事業特別会計等をいう。）を対象とし、実質赤字の額の標準財政規模の額に対する比率である。

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう、経常的一般財源の規模を示すものであり、今年度は 26,122,196 千円である。

令和 5 年度決算における実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため当該比率には該当せず「—」で表示されている。

(単位：%)

区分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
実質赤字比率	—	—	—
早期健全化基準	12.01	12.02	11.98
財政再生基準		20.00	

(参考) 算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等、特別会計（一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計をいう。）及び公営企業会計（地方公営企業法適用企業に係る水道事業会計及び下水道事業会計、地方公営企業法非適用企業に係る特別会計をいう。）を対象とし、連結実質赤字額（公営企業会計にあっては資金不足額）の標準財政規模の額に対する比率である。

令和 5 年度決算における連結実質赤字比率は、実質赤字額（公営企業会計にあっては資金不足額）を生じていないため、当該比率には該当せず、比率は「—」で表示されている。

(単位：%)

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
連結実質赤字比率	—	—	—
早期健全化基準	17.01	17.02	16.98
財政再生基準		30.00	

(参考)算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}(A+B)-(C+D)}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

- A 一般会計等及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- B 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- C 一般会計等及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- D 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する公営企業会計や一部事務組合等の公債費への負担金等を含めた元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模の額に対する比率であり、直近3年分の单年度実質公債費比率の平均値で算定される。

令和5年度における実質公債費比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
実質公債費比率	4.4	4.4	4.5
早期健全化基準		25.0	
財政再生基準		35.0	

(参考)算式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 の 3か年平均$$

工 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等、公営企業会計、一部事務組合等及び地方公社等を対象とし、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模の額に対する比率である。

令和5年度決算における将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、当該比率は「—」で表示されている。

なお、本比率は、将来の財政悪化の可能性の程度を示す指標であるため、財政再生基準は設定されていない。

(単位：%)

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
将来負担比率	—	—	—
早期健全化基準		350.0	

(参考)算式

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

(2) 公営企業会計に係る資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業会計について、会計ごとに算定される事業の規模とその資金の不足額の比率である。

令和5年度決算における資金不足比率は、各会計とも資金不足を生じていないため、当該比率には該当せず「—」で表示されている。

○法適用企業

(単位：%)

会計名	令和5年度 資金不足比率	令和4年度 資金不足比率	令和3年度 資金不足比率
水道事業	—	—	—
下水道事業	—	—	—
経営健全化基準		20.0	

(参考)算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

・資金の不足額=(流動負債-流動資産)-解消可能資金不足額

・事業の規模=営業収益の額-受託工事収益の額

○法非適用企業

(単位：%)

会計名	令和5年度 資金不足比率	令和4年度 資金不足比率	令和3年度 資金不足比率
農業集落排水事業	—	—	—
発電事業	—	—	—
経営健全化基準	20.0		

(参考)算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

- ・資金の不足額=(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)-解消可能資金不足額
- ・事業の規模=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

2 審査意見

令和5年度の決算における健全化判断比率及び資金不足比率をみると、いずれの指標も早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、財政の健全性は引き続き保持されていると認められる。

しかしながら、人口減少や地価下落などによる歳入減や、高齢化等に伴う社会保障関係費の歳出増、市有施設の老朽化対策など様々な要因から、厳しい財政状況が続いていることに変わりはない。また、不安定な世界情勢を背景とした物価高騰により市民生活に深刻な影響を受けている状況から、今後も財政運営に一層支障を来すことが懸念される。

急速に社会変動している今日、行政が果たすべき役割と効果を見極めながら、引き続き事業の選択と集中に取り組み、将来に向かって持続的・安定的な財政構造の構築に注力されることを要望する。